

## 平成 26 年度第 4 回子ども・子育て支援事業計画策定部会

日 時：平成 26 年 9 月 16 日（火）午後 6 時 30 分～

場 所：八尾市役所 本館 6 階 604 会議室

出席者：委員 8 人、事務局（関係課含む）

### 議題

#### 1 案件

(1) 教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等の検討について

(2) その他

開会

事務局

会議は公開となっており、市民が傍聴できること、会議録作成のために会議を録音することを確認。

また、本日は座長欠席につき、副座長が代理で進行することについて説明。

欠席委員について説明。

#### 案件（1）教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等の検討について

副座長

案件（1）について事務局から説明をお願いします。

事務局

はじめに、お手元の資料 1 をご覧ください。

前回の会議以降、大阪府との間で、事業計画の見込み量などについての協議があり、その中で主な指摘として、

・1号認定の見込み量と2号認定の学校教育の利用意向が強い区分の合計が、平成25年度の実績と比較し増えており、調整が必要であるということ。

・0歳児の見込み量が平成25年度の実績と比較し、かなり増える見込みとなっているということ

などがありました。

そのため、平成26年度の実際のニーズや実績を算出した上で、平成31年度の見込み量を計画の目標とし、ニーズ調査の結果に基づく量の確保をめざしてはどうかと考えております。

資料1の見込み量のようなかたちで、平成27年度から平成30年度においては、平成31年度に目標が達成できるよう、段階的に見込み量を設定するという案をお示しさせていた

だいております。

次に、教育・保育給付の確保方策につきまして、同じく資料1の真ん中以下の部分「確保方策」をご覧ください。

幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育給付についての見込み量を確保するための方策といたしましては、これまでの会議での意見を踏まえ、保育ニーズへの対応については、保育所及び認定こども園などの施設での対応を基本としたいと考えております。

そのため、今後、平成31年度に見込み量が充足できるよう、低年齢を中心とした入所枠の拡大が図れるよう、分園の設置や、3歳以上の子どもの定員に余裕が出てくることを踏まえた、低年齢児の定員枠の見直しを行うなどの対応を、既存園にご協力をいただきながら、資料の「特定教育・保育施設」の欄に記載のような形で、確保に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地域型保育給付については、計画策定当初においては、確保の量を「0」とし、今後、小規模な整備が必要な地域における対応策として活用する可能性があるため、計画の進行管理を行う中で、引き続き検討を行うこととしたいと考えております。

このような考え方により、各年度において、整備を図りつつ、最終年度である平成31年度には、すべての区分において充足させることを目指したいと考えております。

また、資料1の2ページ目以降には、各圏域における見込み量及び確保方策を記載しておりますが、圏域により、エリアごとの状況は異なりますが、本市では、市域全体をもって供給体制を整えるという考え方の基で進めてまいります。

続いて、資料2をご覧ください。

資料2につきましては、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業のうち、見込み量や確保方策の設定が必要な11事業についてまとめた資料となっております。

これらの事業の見込み量については、ニーズ調査の結果を踏まえつつ、これまでの実績をもとに算出することといたしました。そのため、新規事業である利用者支援事業を除く事業については、これまでの従来での取り組みの中で供給体制が一定確保できていることから、見込み量と供給量を同じ数値としてはどうかと考えております。

また、市域全体のほか、圏域ごとに見込み量や供給量の設定が必要な事業については、圏域ごとの人口の比率により按分するというような考え方で資料をまとめさせていただいております。

まず、1ページ目の「利用者支援事業」につきましては、つどいの広場や子育て支援センター、認定こども園との連携を図りつつ、中学校区単位での整備を目指して、市域及び圏域ごとに見込み量及び供給量を設定したいと考えております。

次に、2ページ目の「時間外保育事業」につきましては、これまでの実績を踏まえつつすべての保育所で実施することにより確保したいと考えており、市域全体で見込み量・供給量を設定したいと考えております。

3ページ目の「放課後児童健全育成事業」につきましても、これまでの実績を踏まえつつ、

保育環境の改善に取り組みながら、市域及び圏域ごとに見込み量及び供給量を設定したいと考えております。

4 ページの子育て短期支援事業については、これまでの実績を踏まえつつ、市域全体で見込み量・供給量を設定したいと考えております。

5 ページの乳幼児全戸訪問事業については、4 ヶ月検診までに乳児がいるすべての家庭を訪問するというので、出生見込みをもって市域全体の見込み量、供給量としたいと考えております。

6 ページの養育支援訪問事業については、事業に関する情報提供を行い認知度の向上に努めながら、保護者のニーズに対応できるよう、ニーズ調査の結果を踏まえた数値を市域全体の見込み量・供給量として設定したいと考えております。

7 ページの地域子育て支援拠点事業については、これまでの実績を踏まえつつ、つどいの広場を3 か所増設を図り、中学校区に1 か所の配置に向け、市域及び圏域ごとに見込み量を設定したいと考えております。

8 ページの一時預かり事業についてであります。一時預かりについては、7月の専門部会の際に、幼稚園の認定こども園化の動向や、保育の必要性の認定において就労時間が64時間を下回る方については、今後、一時預かりでの対応となることなどを踏まえて修正が必要との課題がございました。

これらの課題に対応するため、参考資料1において見込み量の修正案を作成しました。

このような見込み量の見直しを行いつつ、資料2の8ページのようなかたちで市域全体及び圏域ごとに、見込み量及び供給量を設定したいと考えております。

次に、11ページの病児・病後児保育事業、12ページの子育て援助活動支援事業、13ページの妊婦健康診査については、これまでの実績を踏まえつつ、市域全体で見込み量及び供給量を設定したいと考えております。

それでは、簡単ではございますが、案件(1)のご説明とさせていただきます。

#### 副座長

ただ今の説明で、ポイントが3点あります。1つ目が、資料1「教育・保育給付における量の見込みおよび供給体制の確保方策」にある量の見込みを修正すること、2つ目が、資料1の見込み量を充足するための確保方策に関すること、3つ目が資料2の地域子ども・子育て支援事業の確保方策に関すること、特に8番目の一時預かり事業について、参考資料とともに、事務局から説明がありました。

まず、資料1について、ご意見、ご質問をお願いします。

#### 委員

大阪府と事業計画の協議があったということですが、大阪府下全域ではなく、大阪府と八尾市との協議だったのですか。

#### 事務局

今回の事業計画は、各市町村で見込量と確保方策に関する事業計画を作り、大阪府がそれら市町村の事業計画を集約する形で府の計画を作ります。さらに、国がそれに基づいて、全国の取りまとめを行います。そのため、大阪府が各市町村と個々に協議を行います。その一環で、大阪府と八尾市の協議を行ったということです。

#### 委員

それなら大阪府は、八尾市の状況を十分に審議していると思います。全国幼稚園協会からも「量の見込みが適正かどうか検証するように」と聞いていますが、大阪府と八尾市が個別に協議したうえで、見直しされたのであれば、そのほうが安全だと思います。

#### 委員

数値が前回とかなり違っていています。2号認定の学校教育の利用意向が強いところが気になります。民間保育所の現場では、保育課程の中では、就学前教育として統一されているという認識をもって、保育をしています。2号認定の「学校教育の利用意向が強い」というのは、保護者が「幼稚園＝学校教育」と思いつつ、保育園の教育も認めてその保育園を希望するケースもあると思います。そのため、平成27年度は、「保育を希望」がマイナス127、「学校教育の利用意向が強い」が130となっていますが、これはプラスマイナス0になるとも考えられます。ある程度、保育所としては施設が足りているのではないかと思います。

1号認定の数値が大きくなっていますが、それだけ1号認定がいるのか疑問があります。市はどのように考えていますか。

#### 事務局

2号認定の「保育を希望」と「学校教育の利用意向が強い」の相殺については、事務局としても幼稚園も保育所も幼児教育に取り組んでいるため、お互いに補い合って、2号認定全体でカバーできると考えています。2号認定については、幼稚園が認定こども園に移行する区分を明記することになっているため、このような書き方になっています。

1号認定の数値が増えている点についてですが、今回は見込量の数値が徐々に下がっており、平成31年度で321の余裕としています。

#### 委員

前回の会議で広域調整を反映するということでしたが、あまり影響はなかったのですか。

#### 事務局

資料1は、前回資料に平成26年度の実績を入れ、また、特定教育・保育施設の数値の中

に広域調整分も入れています。

**副座長**

その他、何かご意見はありますか。

続いて、資料2について、ご意見、ご質問をお願いします。

**委員**

一時預かり事業を見直して量を増やすように書いてあり、今回増やしているのは、そのことと一致していると考えてよいのですか。

**事務局**

その通りです。

**委員**

一時預かりは全国的に量の見込みが増えることがある資料に書いてありました。国は女性にも就労することを勧めており、就労しにくい環境にならないようにするために、一時預かりが増えるだろうと思います。女性が働くという背景と一致させていきたいということと、全国のデータがあり、このままでは対応しきれないという内容であったため、本日確認したいと思っておりましたが、資料を見て安心しました。

**事務局**

地域子ども・子育て支援事業の中で様々な働き方を支えていくことが必要だと考えています。一時預かり事業は、保育要件に該当しない人の就労を支える1つの鍵になると考えています。

**委員**

一時預かりで増えた分は、現在の特定保育の数値を上乗せしたのですか。

**事務局**

特定保育は、概ね64時間の就労となっており、保育要件に該当すると考えています。今回の一時預かりでは、概ね64時間という保育要件に該当しない人への対応となります。

**副座長**

ただ今の件は、「その他の一時預かり」で、64時間以内就労への対応として1,140プラスして、15,500から16,640になったということです。

**委員**

現在、市内で病児・病後児保育事業は5か所実施していますが、看護師の数が不足している中で、今後増やす考えはありますか。

**事務局**

病児・病後児保育事業の中で、「体調不良児対応型」は、私立で5か所実施しています。八尾市次世代育成支援行動計画の後期計画で、平成26年度に12か所設置することを目標値として設定しました。市としても目標達成に向けて努力してきましたが、国が示している補助要件はかなりハードルが高いことから、看護師の確保ができません。国に、補助要件を緩和してもらうよう要求していますが、まだ実現できていません。ニーズが大きいことは十分認識しているため、今後も増やせるように努めます。

**委員**

出張所に保健師が配置されて子育て相談に対応する事業も行うと聞いています。看護師についても思いだけでは進まないと思っています。

**事務局**

今年度からコミュニティセンターに保育士等が出向いて、育児相談をする事業を行っています。その中で、コミュニティセンターでは、保健師が「あなたのまちの健康相談」として、様々な相談にもものっており、こども未来部も連携しながら取り組みたいと考えています。来年度もさらに拡充したいと考えており、「あなたのまちの健康相談」として、出張所に配属された保健師が、さまざまな相談に乗る事業を行っている保健センターとの連携も充実させていきたいと考えています。

**委員**

資料2の3ページの「公立の小中学校内を中心にクラブを設置」のクラブは、スポーツや文化活動などのクラブのことですか。

**事務局**

放課後児童健全育成事業は、昔の留守家庭児童会のことで、現在八尾市では、放課後児童室と呼んでいるものです。保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生のための放課後の居場所づくりで、いわゆる学童保育がこの事業です。一方、放課後子ども教室は、地域の方々がボランティアで不定期に学校の校庭や教室、体育館を利用して、伝承遊びや学習などの経験をさせるもので、保護者の就労等に関係なく、その学校に通うすべての子どもが対象です。学童保育と放課後子ども教室は全く別のものです。以前、放課後子ども教室では、学び舎キッズとして、学生ボランティアが宿題をみるという補助メニューを加えるな

ど、学力向上に取り組んだこともありましたが、それぞれの良さがあるのですが、子どもが様々な経験をする中で一緒に行ったほうが効果的ではないかということで、国から一体的運営の検討が示されています。

なお、クラブは、放課後児童室の教室のことを言います。

#### 委員

小学生が行方不明になってしまった事件で、学童保育に行っていなかったことを残念に思っています。八尾市では、子どもが学童保育などを活用できるよう、放課後の児童の育成に関して、しっかり見極めてほしいと思います。幼稚園、保育園までは守られる体制がありますが、小学1～3年生くらいには自分で友達が作れない子どももいると思うため、放課後児童健全育成事業はぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

#### 委員

八尾市では、約20の小学校で放課後子ども教室を行っていると聞きますが、行われていない小学校もあります。九州では、教師経験者がボランティアで、放課後に子どもに勉強を教えて、学力向上につながったと聞くため、八尾市もそうなればよいと思います。設置されていない小学校へは働きかけたりするのですか。放課後子ども教室を設置するかどうかは、市ではなく、各小学校に判断が任されているのですか。

#### 事務局

放課後子ども教室の運営主体は、市や小学校ではなく、地域のボランティアのため、設置の判断を学校側は行いません。

八尾市内には19の放課後子ども教室があります。国からは、できるだけ放課後子ども教室の空白地帯をなくすために、努力するように言われており、先日大阪府からも「できるだけ促進するように」という話がありました。今後も引き続き、地域のボランティアに、各小学校で放課後子ども教室を行ってもらおうよう、働きかけていきます。

#### 委員

放課後児童室では、国から概ね40人以下という基準が出ましたが、かなりの職員数と部屋が必要です。一体的運営を行うことで、いくらかシェアすることはできるのですか。

#### 事務局

放課後児童室の一体的運営を行うことによって、それぞれの良さで子どもの居場所が広がることで、子どもを取り巻く環境はよくなりますが、連携を行うことで、指導員の数や教室数が変わるということではありません。資料2にあるように、クラブ（教室）を設置して、すべてのクラブで基準を満たせるように、環境改善に取り組みながら、一体的運営

によってそれぞれの良さで子どもの居場所が広がるという意味で、質の確保はできると考えます。

他市では、放課後子ども教室専用の部屋があるところもあります。しかし、本市は、専用の部屋がないため、一つにすることで、教室の数が増えるというわけではありません。そこが、国の考えと八尾市の現状で異なる点です。本市としては、一体的に行うことで、運営の効果が上がることが期待されるため、取り組んでいきたいと考えています。

#### 副座長

放課後子ども教室は専用の部屋をもたず、その内容に応じて、学校内の体育館、運動場、家庭科室、理科室などの様々な場所を使います。そのため一体的になっても、元々専用の部屋がないので、部屋の数が増えるわけではありません。放課後児童室で概ね40人以下の定数を実現するには、そのための部屋を確保することが必要です。そのことが、資料2の3ページの「確保方策」の前半の3行に記載されています。現在学校内で、その場所をどのように確保するかを各学校と検討しています。新たに施設を作ったり、どこかと共用するなど、学校側も協力することになっています。

#### 委員

地域の集会所などを使うこともあるのですか。

#### 事務局

集会所は集会所としての機能があります。国が示している原則的な放課後児童室は、「専用スペースを設けること」となっています。放課後児童室で図書館に行くなどと同じように、一時的な使用として使う可能性はありますが、教室が不足することから集会室を使うことはありません。

#### 委員

放課後児童室を開催していて不便さがあるところは、専用スペースを確保するなど、この機会に不便さを解消して、子どもにとっても指導員にとってもよい環境に改善できればと思います。

また、つどいの広場を運営している立場から、利用者支援事業について気になることがあります。放課後児童室の一体的運営にも関わると思うため、「15か所」については、予算内でいづれがどのくらいするのかを、丁寧に検討していただくことをお願いします。

地域子育て支援拠点事業の数値は、12か所のつどいの広場の利用者の数が出ています。平成26年度の見込みは20,500人ですが、平成27年度の見込みが23,000人に上がっているのは、12か所から15か所に増えることを見込んだからですか。もしそうであれば、平成27年4月には、新たな3か所がスタートするのですか。



#### 事務局

地域子育て支援拠点事業のつどいの広場は、来年度に3か所増やし、合計15か所にする計画を立てています。新たな3か所がいつからスタートするかについては、予算が関係してきます。委託先である市民団体やNPO法人にも準備期間が必要なため、来年4月早々のスタートは難しいと思われませんが、できるだけ早い段階で順次スタートして、年度内に15か所を実現したいと考えております。

#### 委員

保育認定の就労要件が16時間から64時間未満になることで、一時預かり事業の需要が増えるのではないかという話がありましたが、一方で、求職中であるというハローワークの証明があれば、認定を受けるため、求職中に保育園の入園を希望する人も増えると思います。今後は1年経っても求職中であれば認定を取り下げるなどの決めごとがなければ、保育所に入れないために一時預かりに預けている人との不公平感が出るのではないかと思います。

#### 事務局

新制度では、求職中の人も保育認定の対象になります。求職活動を行っているというハローワーク等の証明により、保育認定を行います。国から「90日程度の入所」と示されているように、3か月間で就労を確認します。その時点で就労していない場合は、保育所の入所を控えていただくこともあります。

#### 委員

3か月間だけ入所して退所するのは、子どもにとって良いとは思えません。

#### 事務局

3か月間で就労してもらうことを条件にしていますが、中には、継続して探していても仕事が決まらない人や、就労を断念する人もあると思います。就労を断念する人は要件に該当しなくなるため保育所の利用はやめていただきます。一方、求職中の経過はハローワークの証明で分かるため、3か月を超えた場合は、相談によって延長することも判断していきたいと思います。

#### 副座長

その他、ご意見はありませんか。本日も多くのご意見ありがとうございました。みなさんに確認ですが、見込み量と確保方策について、事務局の提案通りで了承いただけますか。

#### 全委員

異議ありません。

#### 副座長

事務局案に了承いただきましたので、次回の会議で報告し、大阪府への報告に進めさせていただきます。

全体を通して、ご意見、ご質問はありませんか。

#### 委員

新制度のパンフレットに、幼稚園で在園児以外も一時預かりを受けるようになるとありますが、具体的に決まったものはあるのですか。

#### 事務局

施設型給付を受ける認定こども園と幼稚園は、一時預かり事業を実施します。施設型給付を受けない幼稚園は、従来の預かり保育、もしくは一時預かり事業のどちらかを選択できます。一時預かり事業を実施する場合は、「在園児以外も受け入れることが可能である」と国から示されています。実際に在園児以外も受け入れるかどうかは、設置者の判断によることとなります。

#### 委員

前の会議で、八尾市の子どもで他市の幼稚園に行っている子どもが 350 人、他市から八尾市に来ている子どもが 199 人ということでした。認定こども園になってバスの送迎が活用できると、もっと他市に行ったり来たりする子どもが増えると思います。

#### 委員

大阪府下に約 420 の学校法人の幼稚園があります。一人でも多くの園児に来てもらうために、園としては1人の子どものためにもバス送迎をしようと思いますが、その分、時間もかかるためトラブルなどもあったことから、大阪府幼稚園連盟で、申し合わせとして送迎時間は40分と枠を取り決めました。実際の運用がどのようになっているかは分かりませんが、保護者の預ける姿勢の問題もあると思います。

認定こども園は、0歳から受け入れることができますが、送迎時間だけでなく何歳から送迎バスに乗せるかについても、きちんとけじめをつけておくべきだと思います。

少子化のため、地域外から子どもに来てもらうこともあるため、八尾市には、近隣の市と同じような料金にしてほしいと要望しています。安い料金のところに子どもが流れていくのはよくないと思います。八尾市が、どのような子育てを望んでいるか、どのような子どもに育てほしいかにかかっていると思いますので、このような会議で、しっかりと実

状をみていきたいと思ひます。

「他の幼稚園の〇〇メートル以内には送迎バスを停めない」など、取り決めは多くありますが、認定こども園になってどうなるかはわかりませんが、結局は各法人の考え方によると思ひます。

## 案件（2）その他

**副座長**

今後のスケジュールについて、事務局からご説明お願ひします。

**事務局**

本日の議論を次回の全体会議で報告し、大阪府に報告させていただきます。

次回の会議では、事業計画と合わせて、子ども計画の検討もお願ひしたいと考えています。主な内容としては、今まで実施していた子ども・子育てワークショップの報告を行い、子ども計画の重点課題についてご意見をいただきます。今まで進めて来た次世代育成支援行動計画の評価、それを踏まえた今後の取組の方向性についてご意見をいただきます。八尾市子ども・子育て支援事業計画と子ども計画は、今年度中にまとめたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

**副座長**

それでは本日の案件は以上となります。では最後に事務局から閉会の挨拶がありますのでお願ひいたします。

閉会

**こども政策課長**

閉会挨拶

以上